

令和3年度
第60回北海道音更高等学校同窓会総会



期 日 令和4年2月19日（土）
会 場 北海道音更高等学校

令和3年度 第60回 北海道音更高等学校同窓会総会議案書

令和4年2月19日（土）

式次第

1 開 会 の 言 葉

2 同窓会会長挨拶

3 校 長 挨 拶

4 来 賓 紹 介

5 来 賓 挨 拶

6 議 長 選 出

7 議 事 第1号議案 令和3年度事業報告及び決算報告

第2号議案 監査報告

第3号議案 令和4年度事業計画及び会計予算

8 そ の 他

9 閉 会 の 言 葉

第1号議案

令和3年度 同窓会 会計決算書

収入の部

	令和3年度予算	令和3年度決算	備 考
前年度繰越	506,212	506,212	
会 費	345,000	339,000	令和3年度113名×3,000円
雑 収 入	200,000	202,565	積み立て振り込み 及び利子6円 等
合 計	1,051,212	1,047,777	

支出の部

	令和3年度予算	令和3年度決算	備 考
事 務 費	10,000	0	
通 信 費	30,000	6,888	役員会文章送付(令和2年度総会)
記 念 品 代	150,000	113,000	卒業記念品
旅 費	100,000	0	恩師交通費(令和2年度総会)
会 議 費	300,000	10,000	総会補助(令和2年度総会)
積 立 金	300,000	300,000	記念事業積立(令和3年度分)
活 動 奨 励 費	90,000	0	
雑 費	35,000	660	振込手数料
合 計	1,015,000	430,548	

収支の部

収入計	支出計	残 高	備 考
1, 047, 777	430, 548	617, 229	次年度へ繰越

特別会計 (積立金) 2, 214, 000

積立日	新 規	継 続	現在金額
H24.2.14		200,000	400,000
H26.1.31		200,000	600,000
H26.1.31		100,000	700,000
H27.2.6		100,000	800,000
H28.2.15		100,000	900,000
H29.2.16		100,000	1,000,000
H29.2.16		102,000	1,102,000
H30.1.23		100,000	1,202,000
H31.1.23		100,000	1,302,000
R2.1.15		200,000	1,502,000
R2.1.15		212,000	1,714,000
R2.1.15		100,000	1,814,000
R3.1.20		100,000	1,914,000
R3.1.20		200,000	2,114,000
R4.1.19	100,000		2,214,000
R4.1.19	200,000		2,414,000
合計			2,214,000

第2号議案 監査報告

令和3年度監査報告

令和3年度北海道音更高等学校同窓会会計に係る経理状況について、関係帳簿、証拠書類及び預金通帳等を監査した結果、適正に経理処理されていることを認めます。

令和 々 年 / 月 27 日

監 査 石川 清光 印

監 査 國枝 冬樹 印

監 査 小谷 隆志 印

第3号議案 令和4年度事業計画及び会計予算（案）

令和4年12月 当番幹事会（農業科39期生・普通科17期生）
（農業科40期生・普通科18期生）
（農業科41期生・普通科19期生）

令和5年 1月 役員会

令和5年 1月 会計監査

令和5年 月 日（ ）同窓会総会・懇親会

令和5年 2月28日（火）同窓会入会式

令和4年度 同 窓 会 会 計 予 算（案）

収 入 の 部

	令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算	増・減(△)	備 考
前年度繰越	506,212	506,212	617,229	111,017	
会 費	345,000	339,000	300,000	△ 45,000	100名×3,000円
雑 収 入	200,000	202,565	200,000	0	
合 計	1,051,212	1,047,777	1,117,229	66,017	

支 出 の 部

	令和3年予算	令和3年度決算	令和4年度予算	増・減(△)	備 考
事 務 費	10,000	0	10,000	0	用紙代他
通 信 費	30,000	6,888	30,000	0	総会連絡費 切手
記 念 品 代	150,000	113,000	150,000	0	卒業記念品
旅 費	100,000	0	100,000	0	総会招待旅費
会 議 費	300,000	10,000	300,000	0	総会補助
積 立 金	300,000	300,000	300,000	0	記念事業積立
活 動 奨 励 費	90,000	0	90,000	0	活動奨励金
雑 費	35,000	660	35,000	0	手数料 等
合 計	1,015,000	430,548	1,015,000	0	

その他

令和3年度 北海道音更高等学校同窓会役員名簿

名誉会長	三	上	拓	志（校長）
顧問	大	場	博	義（農15期）
会長	津	島		朗（普5期）
副会長	斉	藤	邦	明（農17期）
	鈴	木	祐	三（普1期）
	川	瀬	吉	治（普9期）
	飛	岡		抗（普4期）
	前	田	晃	則（普2期）
	尾	田	奈美枝	（普8期）
	坂	本	夏	樹（普15期）
監査	國	枝	冬	樹（普8期）
	小	谷	隆	志（農23期）
	石	川	清	光（普5期）

北海道音更高等学校卒業生数

課 程 ・ 学 科	卒 業 生 徒 数			卒 業 年 度	
	男	女	計		
全日制課程普通科	4703	5360	8079	昭和49年度～	令和2年度
定時制課程農業科	1070	639	1709	昭和28年度～	平成28年度
定時制課程普通科	41	2	43	昭和28年度～	昭和30年度
定時制課程生活科	0	112	112	昭和46年度～	昭和51年度
計	5814	6113	9943		

令和3年度

	男	女	計
全日制課程普通科	53	60	113

合 計	5867	6173	10056
-----	------	------	-------

北海道音更高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は北海道音更高等学校同窓会と称する。

第 2 条 本会は会員相互の向上親睦を図ると共に、母校の発展を期するを目的とする。

第 3 条 本会は本部を音更町駒場の母校に置く。

第 4 条 本会は必要に応じ支部を設置することができる。

第 5 条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会報の発刊、名簿の作成
- (2) 定期及び臨時総会
- (3) その他、本会の目的を達成すべき事項

第 2 章 会 員

第 6 条 会員を分けて正会員及び特別会員とする。

第 7 条 次に掲げる者をもって正会員とする。

- (1) 北海道帯広柏葉高等学校音更分校卒業者
- (2) 北海道音更高等学校卒業者
- (3) 同校に在学したる者として役員会において承認を得たもの

第 8 条 次に掲げるものをもって特別会員とする。

- (1) 母校の教職にある者
- (2) 母校の教職にあった者で役員会で推薦した者。

第 9 条 入会又は退会せんとするものはその旨、本会に申し出て役員会の承認をえるものとする。

第 10 条 会員として次に該当する者は役員会の決議を経て除名することができる。

- (1) 会則又は総会の決議に違反した者
- (2) 本会の体面を毀損する行為のあった者

第 3 章 役 員

第 11 条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 幹 事 若干名 (内 1 名各期より常任幹事とする)
- (4) 庶務会計 若干名
- (5) 監 査 若干名
- (6) 参 与 若干名
- (7) 顧 問 若干名

第 12 条 役員は総会において選任し、任期は2ヵ年とし重任は妨げない。

- (1) 正副会長は会員中より選任する。
- (2) 幹事は会員中より選び、各期、各学級別4名以内とする。
- (3) 常任幹事は幹事の中より互選する。
- (4) 庶務会計は正会員又は部外より会長之を委嘱する。
- (5) 参与は役員会において之を推薦する。
- (6) 顧問は役員会で審議し総会において会長より推薦する。

- 第13条 現校長は本会の名誉会長とする。
- 第14条 会長は会務を総括し、総会・役員会を招集する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは其の任務を代行する。
幹事は各期別各学級別の事務を担当する。
常任幹事は会務の企画審議及び之の執行に任ずる。
庶務会計は会長の命を受け会の庶務会計を担当する。
顧問・参与は会長並びに役員会の諮問機関とする。

第 4 章 会 計

- 第15条 本会の会計は会費其の他寄付金を以ってあてる。
- 第16条 正会員は入会金として金1,000円、終身会費として金2,000円を
納入するものとする。
- 第17条 本会の会計年度は前年度の監査後から本年度の監査までとする。
- 第18条 本会の収支決算は総会において報告する。

第 5 章 総会及び役員会

- 第19条 本会の定期総会は毎年1回開催する。
- 第20条 役員会は必要に応じて開催する。

第 6 章 附 則

- 第21条 会則に変更の必要を認めたときは総会においてこれを行うことができる。
なお、総会はオンラインによる開催も可とする。

昭和45年	第1章第3条改正
昭和47年	第4章第16条改正
昭和49年	第3章第11条第2項改正
昭和50年	第3章第11条第4項改正
昭和52年	第4章第16条改正
昭和55年	第4章第16条改正
平成 3年	第3章第11条第2項改正
平成14年	第3章第11条第7項追加 第12条第6項追加 第14条訂正
平成28年	第3章第11条第5項改正
平成30年	第4章第17条改正
令和 3年	第6章附則第21条改正

北海道音更高等学校同窓会寄付金受入規約

第1条 本規約は北海道音更高等学校同窓会会則第15条の定める寄付金の扱いについて規定する。

第2条 本会は北海道音更高等学校同窓会会則及び本規約に則り本会の目的に賛同する個人、企業、団体からの寄付金を受け入れるものとする。但し、寄付金が各号に該当する場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- (1) 反社会的と思われる個人、企業、団体からの寄付金
- (2) その他本会の目的である本会及び母校の健全な発展になじまない等、寄付金を受け入れることにより本会の運営上支障があると認められるもの

第3条 寄付金受入要請があった場合の進め方は次のとおりとする。

- (1) 受入可否については、申請書を受理後、概ね2週間以内に、役員会（会長・副会長・幹事・庶務会計・監査）で本規約に基づき協議の上判断する。役員会は、必要に応じ定期もしくは臨時の総会に承認を求める。
- (2) 行政機関の規則等との関連が不明な場合は、迅速に情報収集を行うとともに北海道教育委員会・音更町教育委員会など関係機関へ相談し、役員会で協議する。
- (3) 法文等の解釈や会計処理等で判断が難しい場合は、弁護士や公認会計士等の専門家の助言を受ける。

第4条 寄付金は、次の各号に掲げる事業に充てるものとする。

- (1) 会報の発刊、名簿の作成
- (2) 定期及び臨時総会
- (3) その他、本会の目的を達成すべき事項

第5条 寄付金は、本規約第2条及び4条に定める範囲内で、寄付者から示された目的に従って使用しなければならない。但し、寄付者が寄付金の目的を特定しない場合は、寄付金の使途は役員会において決定する。

第6条 寄付金の使途については、決算報告書を作成し、本会の会計監査を受け、総会で承認を受ける。

第7条 寄付者の氏名・名称・金額等は本会で公表するものとする。但し、寄付者が公表することを望まない場合にはその意思を尊重し匿名とする。

第8条 この規約に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。



二代目校舎



三代目校舎

音更高等学校校歌

明るき窓に 眉あげて
 わが学び舎に 学ばずや
 饒けき秋は 地に満ちて
 穀倉ここに 稔りせり
 あゝよき友よ 地に立ちて
 建設の鐘 打ち鳴らせ

